

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく知事の指定する電子計算機(一六〇・環境政策課)

国土調査の指定(一六一・農地計画課)

争議行為の予告(一六二・労働政策課)

大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(一六三・商工業振興課)

都市計画事業の認可(一六四・仙北建設事務所)

都市計画事業の変更の認可の告示があつた旨の公告(一六五・都市計画課)

道路区域の変更(一六六・道路環境課)

告示 示

秋田県告示第六十号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第七項の規定に基づき、知事の指定する電子計算機を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

機 独立行政法人製品評価技術基盤機構に設置される秋田県知事の使用に係る電子計算機

秋田県告示第六十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査の種類
地籍調査
指定年月日
平成十四年三月五日
- (二) 調査を行う者の名称
大館市
- (三) 調査地域
大館市大字粕田の一部
- (四) 調査期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
- (五) 調査の種類
地籍調査
指定年月日
平成十四年三月五日
- (一) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (二) 調査地域
男鹿市大字船川港南平沢の一部
- (三) 調査期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
- (四) 調査の種類
地籍調査
指定年月日
平成十四年三月五日
- (五) 調査を行う者の名称
天王町
- (一) 調査地域
南秋田郡天王町大字天王の一部
- (二) 調査期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
- (三) 調査の種類
地籍調査
指定年月日

平成十四年三月五日

調査を行う者の名称

河辺町

調査地域

河辺郡河辺町大字諸井、高岡及び赤平の各一部

調査期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

調査の種類

地籍調査

指定年月日

平成十四年三月五日

調査を行う者の名称

大森町

調査地域

平鹿郡大森町大字八沢木の一部

調査期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

秋田県告示第百六十二号

平成十四年三月一日中通病院労働組合執行委員長西丸功から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金増額に関する事。

(二) 職員増員に関する事。

(三) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十四年三月十四日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市中通五丁目九番二十二号

秋田市南通みその町三番十五号

秋田市中通六丁目一番五十八号

医療法人明和会本部

中通総合病院

中通リハビリテーション病院

秋田市土崎港北六丁目一番五号

秋田市南通みその町四番十七号

秋田市仁井田湯中町二番四十一号

秋田市中通六丁目十四番十八号

秋田市土崎港北三丁目十一番七号

秋田市仁井田新田三丁目一番十五号

秋田市新屋勝平町三番二十一号

秋田市手形十七流十番十一号

秋田市榎山登町三番十八号

大曲市上栄町四番三号

大曲市上栄町一番九号

大曲市栄町十三番六十三号

大曲市日の出町二丁目三番二十七号

大曲市栄町十三番六十三号

大曲市日の出町二丁目三番二十七号

大曲市栄町十三番六十三号

大曲市日の出町二丁目三番二十七号

秋田県告示第百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

仁井田ショッピングセンター

秋田市仁井田本町五丁目二百八十四番一号外

二 秋田市長の意見

(一) 臭気について

厨房から排気される調理臭が悪臭苦情の原因となりうることから、排気設備の設置の際は、周辺環境に十分配慮すること。

(二) 光害について

店舗の照明等が周辺住民の睡眠等に影響を与える場合があるので、照明等による光害対策について周辺住民意見を尊重し、十分配慮すること。

(三) 廃棄物について

(1) 廃棄物の保管等について

ア 搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限にするこ
と。

イ 生ゴミの保管には、必要に応じ保管場所の適正な温度管理の実施等の防
臭・除臭に努めること。

(2) 廃棄物の運搬や処理について

ア 運搬頻度を十分確保し、多量排出時は柔軟に対応すること。

イ 廃棄物の運搬業者等の決定にあたっては、適正な業者を選定すること。

ウ 店舗内の関係者及び関連事業者に廃棄物などの運搬や処理が適正に行われ
るよう徹底すること。

(3) その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策について

ア 食品加工場の作業に伴い生ずる汚水からの悪臭を防止すること。

イ 保管場所に持ち込むまでの小売業者の適正管理を行うこと。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出は無し

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年三月十二日から同年四月十二日まで

秋田県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画
事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十四年三月十二日

一 施行者の名称

大曲市

秋田県知事 寺田典城

二 都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画道路事業三・三・八号駅東線、三・四・四号中通線及び三・四・十

一号花園線

三 事業施行期間

平成十四年三月十二日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

一 収用の部分

秋田県大曲市通町、大花町及び福田町地内

二 使用の部分

なし

秋田県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第
六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第
六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

河辺都市計画公園事業 九・七・一号秋田県立中央公園

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王四丁目一番二号

建設交通部都市計画課
秋田建設事務所用地課

四 事業地の所在

収用の部分 平成十年建設省告示第千八百三十三号の事業地のうち大字榑川字中
台地内において事業地を変更し、大字榑川字烏帽子森、字山籠、字駒坂台、字奥榑
岱、字堤根、字滝の沢、字大又及び字仏供田を加える。
使用の部分 平成十年建設省告示台千八百三十三号の事業地の大字榑川字山籠、
字烏帽子森、字中台、字駒坂台及び字軽井沢を削る。

秋田県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとお
り道路の区域を変更する。
平成十四年三月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 路 の 種 類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧					
田沢湖畔線	田沢湖畔線			仙北郡田沢湖町瀧字ヨテコ沢三五番二から九番三まで	一一・〇〇〇～一二・〇〇〇	〇・〇八〇
"	"				一一・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・〇八〇

二 道路の区域の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年三月十二日から同月二十五日まで

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社